

# 高知県開発審査会提案基準

## 第 23 号 特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合

市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合、次に掲げる各項のいずれにも該当すること。

- 1 当該申請に係る立地区域は、市町長が設定した次のエリア内であること。
  - (1) 高知大学医学部から概ね 2 km 以内の区域
  - (2) 高知自動車道伊野インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (3) 国道 33 号高知西バイパス枝川インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (4) 国道 33 号高知西バイパス是友インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (5) 国道 33 号高知西バイパス天神インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (6) 国道 33 号高知西バイパス鎌田インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (7) 四国横断自動車道南国インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (8) 高知東部自動車道なんこく南インターチェンジから概ね 1 km 以内の区域
  - (9) 高知東部自動車道高知龍馬空港インターチェンジから概ね 1 km 以内かつ国道 55 号道路境界から両側 100m の区域（ただし、南国市道下啞内 1 号線及び南国市道茨西空港線以西とする。）
  - (10) 高知工科大学から概ね 1 km 以内かつ物部川左岸側の区域
  - (11) 香長小学校、舟入小学校、楠目小学校、片地小学校及び佐岡コミュニティセンターの敷地から概ね 1 km 以内及び 1 km 内外に連なる大規模指定集落又は既存集落から外部へ 60m までの区域
- 2 予定建築物の用途は、建築基準法別表第 2（ほ）項第 2 号、（り）項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる用途に供しないこと。
- 3 予定建築物は、市町のまちづくりの方針に沿ったものであり、かつ周辺の土地利用等に照らし支障がない旨の地元市町長の意見書が添付されること。
- 4 前各項により建築された建築物の用途を変更する時は、原則特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合の実施基準の要件に適合すること。